

2. 日本の政党のスポーツ政策

－日本共産党の場合－

川口 智久

ここに報告する内容は1991年11月19日、「時事問題」検討会の際に提供した話題の要旨をまとめたものである。

はじめに

今日スポーツに関与する国民大衆はますます増大する傾向を見せている。その基本的理由はいくつか指摘できるであろうが、労働や消費の在り方にもなう生活の変化に対応し、健康の維持管理・増強、ストレス解消などと関わるものが比較的多数を占めるものと思われる。また、その関与の形態は実践スポーツおよび観覧スポーツのいずれか或いは両方である。このような国民のスポーツに対する要求の高まりを正しくとらえ、真に充実したスポーツ活動の実践追求を現実可能とする力は政治の在り方に関わっているものと思われる。

しかしながら、政権政党である自由民主党をはじめ日本社会党、公明党、民社党は独自で具体的なスポーツ政策を提起していない。これに対し、日本共産党は1991年8月23日、中央委員会が政策を発表した。

以下その政策の概要と特徴、過去に提起された政策との差異について若干の提案をする。

I. 政策の概要

1. スポーツの状況認識

- 1) 国民の広い層がスポーツに関心を持ち、各種のスポーツ活動に参加している
- 2) スポーツを観戦する者は数千万人に達している
- 3) 98年の冬季オリンピックの長野開催、プロサッカーリーグの創設準備もあり、スポーツへの関心がますます昂揚している

2. 現状の問題と課題

- 1) 各種のスポーツ大会に「君が代」「日の丸」の押しつけなどの政治介入
- 2) プロ野球にみられる乱闘、一部球団の暴力

的言動

- 3) 勝利のためとはいえ、投手などの酷使傾向
 - 4) ゴルフ場の会員権商法や乱開発による問題以上の現状から
 - 5) わが国のスポーツの自主的で民主主義的な発展が重要な課題である
3. スポーツに対する基本的立場

- 1) スポーツは本来基本的人権として国民に保障されるべきもの

憲法13条「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」、25条国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」などから国民のスポーツ権はその内容に当然含まれるものである

- 2) 教育基本法では民主的な人格形成を教育の目的とし、教育体系の一部としてスポーツを位置づけている
- 3) 1978年ユネスコ20回総会で採択された『体育スポーツ国際憲章』－「体育スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」－が国際的原理であることを承認している

具体的政策

4. スポーツの政治介入の排除、自由と自主性の保障

- 1) 自民党政府による統制的支配排除と自主性の確立
- 2) スポーツ行事における「君が代」「日の丸」をやめさせ、スポーツの自由を守る

5. 商業主義の横暴を押さえ選手の人権尊重

- 1) 商業主義的スポーツの歪み是正と文化としての発展をはかる
- 2) 選手の人権尊重

- 3) 安全な競技施設への改善
6. 国のスポーツ予算の増額、国民に対するスポーツの保障
 - 1) 公共スポーツ施設の増設、指導員の待遇改善
 - 2) 商業施設運営の健全化と環境破壊の抑制
 - 3) 国民の自由時間を増やし、スポーツを楽しむようにする
7. 国際交流、世界平和に貢献するオリンピック運動の発展をはかる
 - 1) 世界平和と国際親善に貢献する方向で発展させる
 - 2) 日本のスポーツ選手の競技水準の向上をはかる

II. スポーツ政策の特徴と変更点

今までも積極的な提案をしてきているが、今回は党の一般政策という形式を採らず、「独自」「個別」の政策として発表された。それ故極めて具体的な内容を提示している。また、過去においては西沢富夫スポーツ対策委員会責任者などの発言、講演、論文という形式で公に示され具体性を持たせてきた。しかし、今回は明確なそして個別な政策として発表された。

特に次の諸点は強調されて良いであろう。

- * スポーツに対する政治不介入、自由と自主性の保障
- * 国民のスポーツ権の明確化
- * 商業主義とかかわる問題に関する比重の増大
- * 競技力向上への力点の多少の縮小
- * 「スポーツ基本法」制定に関する提案の削除

III. 1977年6月段階でのスポーツ政策（西沢の発言から）

1. 政策の特徴

- 1) やりたい人が誰でも実践する
 - 2) 競技水準を急速に発展させる
- この両面を正しく結びつける体系的政策

2. 政策のポイント

- 1) 少年から老年まで、すべての国民が自由に

自主的にスポーツを楽しむようにする。そのために公共施設を大幅に増やす

- 2) 競技水準の向上のために長期的な展望にたつ総合的な選手強化策を作る
- 3) スポーツの正しい普及と競技水準の向上のために
 - * 国立総合スポーツ科学研究所の設置
 - * スポーツ愛好者とスポーツ選手の必要に応えるスポーツドクター制度の確立
- 4) 国民スポーツの発展のために
 - * 国民スポーツ基本法の制定

3. 具体的行動

スポーツの普及と向上のために

- * 国立競技場が誰でも平等に利用できる利用規定改定の問題
 - * 国民体育大会参加資格の枠の取り外し、民主化の問題
 - * 施設の大幅増加問題
 - * 登山家のための日本短波放送気象通報番組の復活問題
- ### 4. スポーツに力を入れる理由
- * 国民の切実な要求が広がっている
 - * スポーツは国民大衆にとって健全な楽しみレクリエーションである
 - * 人民の真の解放と幸福な生活を目指す党として当然である

IV. 『スポーツを国民みんなのものに』

上記の書物は党中央委員会出版局から91年9月に出されたが、「まえがき」も「あとがき」もない。それゆえ、どのような目的を以て出版されたのか、或いは74年6月の『日本共産党の体育・スポーツ政策』との関係も不明である。しかし西沢氏の発言を中心にしたものとも見て良い。

ただ、91年版で西沢氏の論文の一部が何の注釈もなく74年版と変わっている点に奇異を感じない訳にはいかなかった。